

諮詢序：国立大学法人新潟大学

諮詢日：令和5年9月1日（令和5年（独情）諮詢第99号）

答申日：令和7年12月17日（令和7年度（独情）答申第82号）

事件名：特定事案に係る調査に関する文書等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮詢序がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示することが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月12日付け5新大総第28号により国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

新潟大学は、法人文書不開示決定通知書のなかで、審査請求人が開示請求した文書は法5条1号、2号イ、3号及び4号柱書きに該当することを理由として、全てを不開示とした。

新潟大学は、文書の一部に不開示情報が含まれることをもって、文書全てを不開示としている。このような処分は、文書は原則公開とする法の趣旨に反し不当である。

### 第3 謝問序の説明の要旨

本件に係る開示請求内容は、「新潟大学特定学部の特定教員（以下、当該教員）が特定行為を特定身分職員（以下、当該身分職員）に指示したことに関する次の文書。1. 新潟大学が、当該教員や当該身分職員、その他関係者に対して行った調査の文書。2. 大学と特定組織が交わした文書（メールを含む）。3. 大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メールを含む）。」（本件対象文書）である。

この開示請求内容に対して、新潟大学（以下、大学）は開示請求に係る法人文書の全部を不開示とする決定を行った。

## 1 審査請求に係る開示決定等

新潟大学は、上記法人文書の開示請求に対して、下記の理由により開示請求に係る法人文書の全部を不開示とする決定を行った。

(1) 新潟大学（以下、大学）が、当該教員や当該身分職員、その他関係者に対して行った調査の文書（文書1）

ア 大学が、当該教員や当該身分職員、その他関係者に対して行った調査の文書（以下「本学が行った調査の文書」という。）は、法5条1号に規定する個人に関する情報であることから、不開示とする。

イ 本学が行った調査の文書が公になることで、調査委員会がどの事実を重視し、どのような手法で調査を進行させていくのか、推認されることとなり、今後の調査業務に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号柱書きに該当し、不開示とする。

ウ 本学が行った調査の文書は外部に提供することは予定されていない。当該法人文書が一部でも公になった場合、転々流通していくおそれがあり、調査関係者のプライバシー保護の観点から適切ではなく、今後生じる同種の調査において、調査関係者が調査の目的以外に利用されることをおそれ、又はこれら調査関係者からの信頼を失い、調査に協力を得られなくなる等して、同種の調査に必要な事実の把握および調査が行えないこととなり、調査業務に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当し、不開示とする。

エ 本学が行った調査の文書は、審議、検討又は協議に関する情報であって、当該法人文書に記録された情報は公にすることを想定しておらず、これらを公にした場合、今後の調査において、調査委員会関係者が自身の発言を公にされることをおそれて、踏み込んだ発言を躊躇し、ひいては、調査委員会関係者の率直な発言が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とする。

(2) 大学と特定組織が交わした文書（メール含む）（文書2）

ア 大学と特定組織が交わした文書（メールを含む）には当該組織の担当者の氏名及びメールアドレスの情報が含まれており、法5条1号に該当し不開示とする。

また、当該文書に含まれる本学が行った調査の文書は、法5条1号に規定する個人に関する情報であることから、不開示とする。

イ 大学と特定組織が交わした文書（メールを含む）が公になることで、当該組織の調査に関する具体的な活動の内容や着眼点、取得した情報といった情報が他の第三者に明らかにされてしまうおそれがあり、当該組織の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当し不開示とする。

ウ 大学と特定組織が交わした文書（メールを含む）に含まれる本学が

行った調査の文書は、審議、検討又は協議に関する情報であって、当該法人文書に記録された情報は公にすることを想定しておらず、これらを公にした場合、今後の調査において、調査委員会関係者が自身の発言を公にされることをおそれて、踏み込んだ発言を躊躇し、ひいては、調査委員会関係者の率直な発言が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とする。

エ 大学と特定組織が交わした文書（メールを含む）は外部に提供することは予定されていない。当該法人文書が一部でも公になった場合、転々流通していくおそれがあり、調査関係者のプライバシー保護の観点から適切ではなく、今後生じる同種の調査において、調査関係者が調査の目的以外に利用されることをおそれ、又はこれら調査関係者からの信頼を失い、調査に協力を得られなくなる等して、同種の調査に必要な事実の把握および調査が行えないこととなり、調査業務に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当し、不開示とする。

オ 大学と特定組織が交わした文書（メールを含む）に含まれる本学が行った調査の文書が公になることで、調査委員会がどの事実を重視し、どのような手法で調査を進行させていくのか、推認されることとなり、今後の調査業務に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号柱書きに該当し、不開示とする。

(3) 大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）（文書3）

ア 大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）には当該マスメディアの取材担当者の氏名、及びメールアドレス等の個人に関する情報が含まれており、法5条1号に該当し不開示とする。

イ 大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メールを含む）が公になることで、当該マスメディアの具体的な取材活動の内容や着眼点、取得した情報、編集上の判断といった情報が他の第三者に明らかにされてしまうおそれがあり、当該マスメディアの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当し不開示とする。

## 2 審査請求の趣旨及び理由

（上記第2と同旨のため本答申では省略する。）

## 3 審査請求に対する本学の意見及び理由

(1) 審査請求に対する新潟大学の意見

新潟大学が行った、開示請求に係る法人文書の全部を不開示とする決定は、下記の理由により維持し、本件審査請求は棄却することが適当で

あると考える。

## (2) 理由

ア 新潟大学が、当該教員や当該身分職員、その他関係者に対して行った調査の文書（文書1）

本学が行った調査の文書を原処分において不開示とした理由を以下に述べる。

(ア) 本学が行った調査の文書には、新潟大学が当該教員や当該身分職員、その他関係者に調査した内容が記載されており、その内容は当該教員や当該身分職員、その他の関係者の特定の個人を識別できる情報、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報に該当することから法5条1号に該当し、不開示とした。

(イ) 本学が行った調査の文書が公になることで、調査委員会がどの事実を重視し、どのような手法で調査を進行させていくのか、推認されることとなり、今後の調査業務に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号柱書きに該当し、不開示とした。

(ウ) 本学が行った調査の文書は外部に提供することは予定されていない。当該法人文書が一部でも公になった場合、転々流通していくおそれがあり、調査関係者のプライバシー保護の観点から適切ではなく、今後生じる同種の調査において、調査関係者が調査の目的以外に利用されることをおそれ、又はこれら調査関係者からの信頼を失い、調査に協力を得られなくなる等して、同種の調査に必要な事実の把握および調査が行えないこととなり、調査業務に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当し、不開示とした。

(エ) 本学が行った調査の文書は、審議、検討又は協議に関する情報であって、当該法人文書に記録された情報は公にすることを想定しておらず、これらを公にした場合、今後の調査において、調査委員会関係者が自身の発言を公にされることをおそれて、踏み込んだ発言を躊躇し、ひいては、調査委員会関係者の率直な発言が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

イ 新潟大学と特定組織（以下「特定組織」という。）が交わした文書（メール含む）（文書2）

新潟大学が、新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）を原処分において不開示とした理由を以下に述べる。

(ア) 新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）には特定組織の担当者の氏名及びメールアドレスの情報が含まれており、法5条1号に該当し、不開示とした。

(イ) 新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）に含まれる本

学が行った調査の文書には、新潟大学が当該教員や当該身分職員、その他関係者に調査した内容が記載されており、その内容は当該教員や当該身分職員、その他の関係者の特定の個人を識別できる情報、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる情報に該当することから法5条1号に該当し、不開示とした。

(ウ) 新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）が公になることで、特定組織の調査に関する具体的な活動の内容や着眼点、取得した情報といった情報が他の第三者に明らかにされてしまうおそれがあり、特定組織の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当し、不開示とした。

(エ) 新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）に含まれる本学が行った調査の文書は、審議、検討又は協議に関する情報であって、当該法人文書に記録された情報は公にすることを想定しておらず、これらを公にした場合、今後の調査において、調査委員会関係者が自身の発言を公にされることをおそれて、踏み込んだ発言を躊躇し、ひいては、調査委員会関係者の率直な発言が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

(オ) 新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）は外部に提供することは予定されていない。当該法人文書が一部でも公になった場合、転々流通していくおそれがあり、調査関係者のプライバシー保護の観点から適切ではなく、今後生じる同種の調査において、調査関係者が調査の目的以外に利用されることをおそれ、又はこれら調査関係者からの信頼を失い、調査に協力を得られなくなる等して、同種の調査に必要な事実の把握および調査が行えないこととなり、調査業務に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当し、不開示とした。

(カ) 新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）に含まれる本学が行った調査の文書が公になることで、調査委員会がどの事実を重視し、どのような手法で調査を進行させていくのか、推認されることとなり、今後の調査業務に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号柱書きに該当し、不開示とした。

また、大学が、大学と特定組織が交わした文書（メール含む）を不開示とする理由として以下の理由を追加する。

(キ) 新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）に記載されている新潟大学事務担当者のメールアドレスについて、新潟大学では事務担当者のメールアドレスを一般に公にしておらず、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、新潟大学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるこ

とから、法5条4号柱書きに該当し、不開示とする。

(ク) 新潟大学と特定組織が交わした文書（メール含む）に記載されている特定組織の担当者のメールアドレスは一般に公にしていないものであり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、特定組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とする。

ウ 新潟大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）（文書3）

新潟大学が、新潟大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）を原処分において不開示とした理由を以下に述べる。

(ア) 新潟大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）には当該マスメディアの取材担当者の氏名、及びメールアドレス等の個人に関する情報が含まれており、法5条1号に該当し、不開示とした。

(イ) 新潟大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）が公になることで、当該マスメディアの具体的な取材活動の内容や着眼点、取得した情報、編集上の判断といった情報が他の第三者に明らかにされてしまうおそれがあり、当該マスメディアの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当し、不開示とした。

また、新潟大学が、新潟大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）を不開示とする理由として以下の理由を追加する。

(ウ) 新潟大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）に記載されている新潟大学事務担当者のメールアドレスについて、新潟大学では事務担当者のメールアドレスを一般に公にしておらず、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、新潟大学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当し、不開示とする。

(エ) 新潟大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メール含む）に記載されているマスメディアの担当者のメールアドレスは一般に公にしていないものであり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とする。

以上の理由から、新潟大学が行った、開示請求に係る法人文書の全部を不開示とする決定は、維持し、本件審査請求は棄却することが適当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 令和5年9月1日   | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月14日      | 審議            |
| ④ 令和7年11月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年12月10日   | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号、2号イ、3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、別紙の2に掲げる部分は新たに開示するが、その余の部分（別紙の3に掲げる部分。以下「不開示維持部分1」ないし「不開示維持部分8」といい、併せて「不開示維持部分」という。）については不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、各不開示維持部分の記載内容はおおむね上記第3の3において諮問庁が説明するとおりであると認められる。

以下、各不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

###### (1) 不開示維持部分4、6及び7について（法5条1号該当性）

ア 諒問庁は、不開示維持部分4、不開示維持部分6及び不開示維持部分7の不開示理由について、上記第3の3（2）イ（ア）及び（ク）並びにウ（ア）及び（エ）のとおり説明する。

イ 当審査会において見分したところ、当該各部分は、個人の氏名が記載された部分については、当該記載自体が、また、個人の氏名と当該個人に係る情報が併せて記載された部分については、当該部分の記載全体がそれ一体として、いずれも、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

不開示理由についての上記第3の3（2）イ（ア）及び（ク）並び

にウ（ア）及び（エ）の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえない、当該各部分は、法5条1号ただし書かないしハに該当するとすべき事情も認められない。また、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該不開示維持部分は個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地もない。

したがって、当該各部分は、法5条1号に該当すると認められ、不開示維持部分4及び7につき同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）不開示維持部分3及び8について（法5条2号イ該当性）

ア 不開示維持部分3について

（ア）諮問庁は、不開示維持部分3の不開示理由について、上記第3の3（2）イ（ウ）及び（オ）のとおり説明する。

（イ）当審査会において見分したところ、当該部分には、諮問庁が説明するとおりの内容が記載されていると認められる。これを公にした場合、特定組織の調査に関する具体的な活動の内容や着眼点、取得した情報といった情報が第三者に明らかとなり、特定組織の権利、その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記第3の3（2）イ（ウ）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当すると認められ、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 不開示維持部分8について

（ア）諮問庁は、不開示維持部分8の不開示理由について、上記第3の（2）ウ（イ）のとおり説明する。

（イ）当審査会において見分したところ、当該部分には、諮問庁が説明するとおりの内容が記載されていると認められる。これを公にした場合、大学を取材したマスメディアの具体的な取材活動の内容や着眼点、取得した情報、編集上の判断といった情報が第三者に明らかとなり、当該マスメディアの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

（3）不開示維持部分1、2及び5について（法5条4号柱書き該当性）

ア 不開示維持部分1及び2について

（ア）諮問庁は、不開示維持部分1及び2の各不開示理由について、上記第3の3（2）ア（ア）ないし（エ）並びにイ（イ）、（エ）及

び（カ）のとおり説明する。

- (イ) 当審査会において見分したところ、当該各部分には、特定事案に関する調査事項、調査の経緯、検討内容、調査結果等の情報が記載されていることが認められる。

当該各部分を公にした場合、今後行われる同種の調査業務に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいはず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該各部分は、法5条4号柱書きに該当すると認められ、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 不開示維持部分5について

- (ア) 諮問庁は、不開示維持部分5の不開示理由について、上記第3の3(2)イ(キ)及びウ(ウ)のとおり説明する。

また、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

新潟大学の事務担当者及び調査関係者の所属（組織名及び部署名）、職名、氏名、メールアドレスが公になった場合、転々流通していくおそれがあり、調査関係者のプライバシー保護の観点から適切では無く、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあつて、新潟大学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当する。

- (イ) 当審査会において見分したところ、当該部分には、諮問庁が説明するとおりの内容が記載されていると認められる。これを公にした場合、新潟大学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいはず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

### 3 付言

処分庁は、原処分に係る本件不開示決定通知書の「開示請求のあった法人文書の名称」欄において、本件開示請求書に記載された内容をそのまま引き写して原処分を行っているが、本来、特段の支障のない限り、開示決定通知書には、具体的に特定した文書名を記載すべきものである。今後、この点につき留意して適切に対応することが望まれる。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ、3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び4号柱

書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、  
不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件対象文書

新潟大学特定学部の特定教員（以下、当該教員）が特定行為を特定身分職員（以下、当該身分職員）に指示したことに関する次の文書。

- (1) 新潟大学が、当該教員や当該身分職員、その他関係者に対して行った調査の文書。
- (2) 大学と特定組織が交わした文書（メールを含む）。
- (3) 大学を取材したマスメディアとのやり取りを記録した文書（メールを含む）。

### 2 質問庁が新たに開示するとしている部分

対象文書	ページ	開示すべき部分
文書1	2	下から14行目から下から7行目に記載の内容
	10、37、40、 98、121、12 2、191、20 4、206、274	資料タイトル
	12、13	ページ全体
	111	ページ全体
	16、21、25、 29、143	資料タイトル
文書2	148ないし15 1、153ないし1 64、175ないし 189、193ないし 203	・メール内の「差出人：」、「送信日時：」、「宛先：」、「C C：」、「（メールアドレス又は宛先者の氏名の前後に記載された）‘ ’」、「（メールアドレスの前後に記載された）<>」、「件名：」、「添付ファイル：」、「重要度：」の文字 ・各メール宛先の者に対する「様」、「殿」、「さま」の文字 ・「特定組織名」、「新潟大学」の文字 ・署名部分の「新潟大学」、「T E L」、「F A X」、「E-m a i l」の文字
	149、151、1	「国立大学法人新潟大学」の文字

	54、155	
	150、154	「連絡窓口」、「特定組織名」「担当：」、「<mailto:>」の文字
	151、155	「連絡窓口：」、「連絡先：」の文字
文書3	2、5、7、8、1 6、17、23、2 5、26、28	メールの添付資料のファイル名の「新潟大学質問状」「質問状に対する回答」「追加質問に対する回答」「質問」の文字
	2、13、15、2 1	「TEL:」、「FAX:」、「MAIL:」、「/」、「<mailto:>」、「括」及び「▽」の文字
	23、27、31	「TEL」、「FAX」、「携帯」、「E-mail:」、「<mailto:>」の文字
	1ないし3、7、1 2ないし16、21 ないし24、26、 27、30ないし3 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール内の「差出人：」、「送信日時：」、「宛先：」、「CC：」、「(メールアドレス又は宛先者の氏名の前後に記載された) ‘ ’ 」、「(メールアドレスの前後に記載された) &lt;&gt;」、「件名：」、「添付ファイル：」、「重要度：」の文字</li> <li>・各メール宛先の者に対する「様」、「さま」の文字</li> <li>・「新潟大学」の文字</li> <li>・署名部分の「新潟大学」、「TEL」、「FAX」、「E-mail」の文字</li> </ul>

### 3 不開示維持部分

番号	対象文書	不開示情報の内容	不開示理由
1	文書1	新潟大学が、当該教員や当該身分職員、その他関係者に対して行った調査の内容  ※新たに開示するとした部分を除く。	5条1号 5条3号 5条4号柱書き
2	文書2	新潟大学と特定組織が交わした文書(メール含む)に添付された、新潟大	5条1号 5条3号

		学が、当該教員や当該身分職員、その他関係者に対して行った調査の内容 ※新たに開示するとした部分を除く。	5条4号柱書き
3	文書 2	新潟大学と特定組織が交わした文書及びメール ※新たに開示するとした部分を除く。	5条2号イ 5条4号柱書き
4	文書 2	特定組織の職員の氏名、メールアドレス	5条1号 5条2号イ
5	文書 2・ 文書 3	新潟大学事務担当者及び調査関係者の所属、職名、氏名、メールアドレス	5条4号柱書き
6	文書 3	マスメディアの取材担当者の氏名	5条1号
7	文書 3	マスメディアの取材担当者のメールアドレス	5条1号 5条2号イ
8	文書 3	マスメディアとのやり取りを記録した文書（メール） ※新たに開示するとした部分を除く。	5条2号イ